

			北関東防衛局達第	2号
改正	平成20年	2月28日	北関東防衛局達第	4号
	平成20年	3月31日	北関東防衛局達第	8号
	平成21年	3月31日	北関東防衛局達第	4号
	平成22年	3月30日	北関東防衛局達第	2号
	平成23年	3月31日	北関東防衛局達第	3号
	平成24年	4月6日	北関東防衛局達第	2号
	平成25年	5月16日	北関東防衛局達第	3号
	平成26年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	平成27年	10月1日	北関東防衛局達第	7号
	平成28年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	平成29年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	平成30年	3月30日	北関東防衛局達第	1号
	平成30年	5月17日	北関東防衛局達第	6号
	平成30年	11月27日	北関東防衛局達第	7号
	平成31年	3月29日	北関東防衛局達第	1号
	令和2年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	令和2年	12月17日	北関東防衛局達第	2号
	令和3年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	令和4年	3月31日	北関東防衛局達第	1号
	令和5年	3月31日	北関東防衛局達第	2号
	令和6年	3月29日	北関東防衛局達第	1号
	令和7年	3月31日	北関東防衛局達第	1号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号）第42条、第45条、第46条、第64条、第65条、第209条、第226条、第230条、第233条、第236条、第238条、第239条、第243条、第246条及び第332条の規定に基づき、北関東防衛局の内部組織に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局の内部組織に関する達

目次

第1章 北関東防衛局本局（第1条－第6条）

第2章 地方防衛事務所（第7条－第9条）

附則

第1章 北関東防衛局本局

(契約課の所掌事務)

第1条 地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号。以下「組織規則」という。）第12条第1項に規定する地方防衛局長の指定する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に付随する測量等の調査、設計及び監理その他の業務をいう。）をいう。以下同じ。）の入札及び契約に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、北関東防衛局（地方防衛事務所及びその他機関を除く。以下「本局」という。）が実施する入札及び契約（特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）に基づき設置された特別調達資金の支払いの原因となる役務及び需品の調達契約並びに会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項（企画競争又は公募によるものを除く。）及び第5項に該当するものを除く。）に関すること。

(労務対策調査専門官の所掌事務)

第2条 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号。以下、「組織等に関する訓令」という。）第39条第5項第2号に規定する北関東防衛局長の指定する事項は、駐留軍等労働者が所在する施設及び区域に関することとする。

(基地対策室の所掌事務)

第3条 組織等に関する訓令第45条第7項第2号に規定する北関東防衛局長の指定する事項は、各種事業を円滑に実施するための地元調整に係る施策に関することとする。

(装備第2課)

第4条 組織規則第45条の4に規定する北関東防衛局長の指定する事項は、電波器材等（電波器材、磁気器材、電子計算機及び音響器材並びにこれらに付随する器材をいう。）、通信器材等（通信器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材をいう。）及び航空機等（航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材並びに防衛大臣の定める航空機装備品及び防衛大臣の定める航空機に関する整備用又は訓練用器材をいう。）の調達品並びにこれらに関する役務に関することとする。

(課長補佐等)

第5条 本局の各課に置かれる課長補佐及び各室に置かれる室長補佐並びにその課長補佐及び室長補佐の職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(係)

第6条 本局の各課及び各室に置かれる係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

第2章 地方防衛事務所

(労務対策官の所掌事務)

第7条 組織等に関する訓令第239条第2項第2号に規定する北関東防衛局長の指定する事項は、駐留軍等労働者が所在する施設及び区域に関することとする。

(課の所掌事務)

第8条 横田防衛事務所に置かれる各課の所掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。

(係)

第9条 各地方防衛事務所に置かれる各係の所掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 企画部地方調整課基地対策室基地対策第1係、基地対策第2係、基地対策第3係及び基地対策第4係は、令和9年3月31日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第5条第1項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域整備計画の作成並びに再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。
- 3 企画部周辺環境整備課再編交付金係は、駐留軍再編特別措置法第6条の規定が効力を有する間、調整交付金係の所掌事務に同じ事務（課長の指定するものに限る。）をつかさどる。
- 4 横田防衛事務所首席労務対策調査専門官労務対策係は、別表第4に掲げるもののほか、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。
- 5 本局の各課長又は各地方防衛事務所長は、特に必要があると認めるときは、局長の承認を得た上で、第5条、第6条及び第9条の規定に定める職務又は所掌事務にかかわらず、その者が所属する課又は地方防衛事務所の所掌に属する事務の一部を処理することを命ずることができる。

附 則（平成20年2月28日北関東防衛局達第4号）

この達は、平成20年2月28日から施行する。

附 則（平成20年3月31日北関東防衛局達第8号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北関東防衛局達第4号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日北関東防衛局達第2号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北関東防衛局達第3号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北関東防衛局達第2号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日北関東防衛局達第3号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月16日北関東防衛局達第6号）

この達は、平成30年5月17日から施行する。

附 則（平成30年11月27日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和2年12月17日から施行する。

附 則（令和3年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 課(室)長補佐、その課(室)長補佐の職務(第5条関係)

課(室)	区 分	職 務
総務課	課長補佐(総括担当)	命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐(総務、企画、文書、個人情報・情報公開担当)	命を受け、総務係長、企画係長、文書係長及び個人情報・情報公開係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(人事、厚生、共済担当)	命を受け、人事第1係長、人事第2係長、厚生係長及び共済係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(情報化推進担当)	命を受け、情報化推進係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐(総務、予算、会計、管理担当)	命を受け、総務係長、予算係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(決算、出納、審査担当)	命を受け、決算係長、出納係長、審査第1係長及び審査第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般において課長を助け、課務を整理する。
契約課	課長補佐(契約担当)	命を受け、契約第1係長、契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(契約審査担当)	命を受け、契約審査第1係長、契約審査第2係長及び契約審査第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課	課長補佐(総務、企画担当)	命を受け、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐	室長の命を受け、執務全般について室長を助け、室務を整理する。

基地対策室	室長補佐（基地対策第1担当）	命を受け、基地対策第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第2・第3担当）	命を受け、基地対策第2係長及び基地対策第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（基地対策第4担当）	命を受け、基地対策第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐	室長の命を受け、執務全般について室長を助け、室務を整理する。
連絡調整室	室長補佐（渉外、連絡調整担当）	命を受け、渉外係長、連絡調整第1係長及び連絡調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
環境対策室	室長補佐（環境対策担当）	命を受け、環境対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力確保課	課長補佐（協力確保担当）	命を受け、協力確保係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（企画調整担当）	命を受け、企画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般において課長を助け、課務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐（事業調整担当）	命を受け、事業調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（施設対策担当）	命を受け、施設対策第1係長及び施設対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（障害防止、道路担当）	命を受け、障害防止第1係長、障害防止第2係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（交付	命を受け、調整交付金係長及び再編交付金係長を指揮監

	金担当)	督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐（事業調整、防音第1・第2担当）	命を受け、事業調整係長、防音第1係長及び防音第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（防音第3～第5担当）	命を受け、防音第3係長、防音第4係長及び防音第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
住宅防音課	課長補佐（住宅防音第1～第4担当）	命を受け、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長、住宅防音第3係長及び住宅防音第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（移転措置第1～第3担当）	命を受け、移転措置第1係長、移転措置第2係長、移転措置第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
住宅防音企画室	室長補佐（住宅防音企画第1～第3担当）	命を受け、住宅防音企画第1係長、住宅防音企画第2係長及び住宅防音企画第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（住宅防音企画第4～第7担当）	命を受け、住宅防音企画第4係長、住宅防音企画第5係長、住宅防音企画第6係長及び住宅防音企画第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。
調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）	命を受け、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第1・第2担当）	命を受け、計画調整第1係長及び計画調整第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整第3・第4担）	命を受け、計画調整第3係長及び計画調整第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般において課長を助け、課務を整理する。

	課長補佐	課長の命を受け、課務全般において課長を助け、課務を整理する。
事業監理課	課長補佐（施設情報管理・事業監理担当）	命を受け、施設情報管理第1係長、施設情報管理第2係長、事業監理第1係長、事業監理第2係長及び事業監理第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐（建築第1・第2担当）	命を受け、建築第1係長及び建築第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築第3・第4担当）	命を受け、建築第3係長及び建築第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築第5・第6担当）	命を受け、建築第5係長、建築第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築第7・第8担当）	命を受け、建築第7係長、建築第8係長を指揮監督し、その事務を整理する
土木課	課長補佐（土木第1・第2担当）	命を受け、土木第1係長及び土木第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（土木第3～第5担当）	命を受け、土木第3係長、土木第4係長及び土木第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設備課	課長補佐（設備第1・第2担当）	命を受け、設備第1係長及び設備第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第3・第4担当）	命を受け、設備第3係長及び設備第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第5・第6担当）	命を受け、設備第5係長及び設備第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（設備第7～第11担当）	命を受け、設備第7係長、設備第8係長及び設備第9係長、設備第10係長及び設備第11係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐（総務、	命を受け、総務係長、計画調整係長及び渉外係長を指揮

	計画調整、渉外担当)	監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（業務、事故補償担当）	命を受け、業務第1係長、業務第2係長、業務第3係長及び事故補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設補償課	課長補佐（漁業補償、特別補償担当）	命を受け、漁業補償第1係長、漁業補償第2係長及び特別補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐（行政財産管理第1・第2担当）	命を受け、行政財産管理第1係長、行政財産管理第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（行政財産管理第3～第7担当）	命を受け、行政財産管理第3係長、行政財産管理第4係長、行政財産第5係、行政財産管理第6係長及び行政財産第7係を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（行政財産台帳担当）	命を受け、行政財産台帳第1係長及び行政財産台帳第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（緑化対策、国有財産管理担当）	命を受け、緑化対策係長及び国有財産管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（提供管理担当）	命を受け、提供管理第1係長及び提供管理第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般において課長を助け、課務を整理する。
施設企画室	室長補佐（施設企画第1担当）	命を受け、施設企画第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐（施設企画第2担当）	命を受け、施設企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得課	課長補佐（取得、賃借契約第1・	命を受け、取得係長、賃借契約第1係長及び賃借契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	第2担当)	
	課長補佐（賃借契約第3～第5担当）	命を受け、賃借契約第3係長、賃借契約第4係長及び賃借契約第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
装備企画課	課長補佐	命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐	命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。

別表第2 係及びその係の所掌事務（第6条関係）

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	1 機密に関すること。 2 渉外事務に関すること。 3 北関東防衛局の行政の考査に関すること。 4 局議の招集及び記録に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画係	1 北関東防衛局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 2 北関東防衛局の機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関すること。 3 北関東防衛局の事務能率の増進に関すること。 4 達の審査に関すること。 5 北関東防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 6 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国におけるアメリカ合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 7 北関東防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
	文書係	1 局長、次長及び総務部長の官印並びに局印の保管に関すること。 2 公文書類の授受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 電報の受信及び発信に関すること。 4 公文書類の審査及び進達に関すること。 5 図書の収集整理及び利用に関すること。
	個人情報・情報公開係	1 北関東防衛局の保有する情報の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。 2 北関東防衛局の保有する保有個人情報の保護に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、特に課長の命ずる事項に関すること。
	情報化推進	1 北関東防衛局の情報システムの整備及び管理に関すること。

	係	2 情報保証に関すること。
	人事第1係	1 北関東防衛局の職員（以下「職員」という。）の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関すること。 2 職員の補充に関すること。 3 礼式、表彰及び服制に関すること。 4 職員の教育訓練に関すること。 5 恩給に関する事務連絡に関すること。
	人事第2係	人事第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	厚生係	1 職員の福利厚生、保健衛生、安全保持及び公務災害補償に関すること。 2 防衛省共済組合北関東防衛局支部に関すること（課長の指定するものに限る。）。
	共済係	防衛省共済組合北関東防衛局支部に関すること（厚生係の所掌に属するものを除く。）。
会計課	総務係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務職員の任免に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	予算係	1 経費及び収入の予算に関すること（予算の執行の評価に関する事務を含む。）。 2 支出負担行為の確認に関すること。
	会計係	1 資金の前渡に関すること。 2 職員の給与及び旅費の支給に関すること。 3 職員の退職手当の支給に関すること。 4 庁費に係る経費による契約の締結に関すること。 5 中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関すること。 6 物品の売払に関すること。

	管理係	1 物品の取得及び管理（業務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 2 庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産の取得及び管理に関すること。 3 庁舎及び職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。以下、各号において同じ。）の宿舎の維持運営に関すること。 4 庁舎の取締に関すること。 5 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項に規定する市町村交付金（以下、「交付金」という。）に関する事務に関すること。
	決算係	1 経費及び収入の決算に関すること。 2 予算の繰越に関すること。 3 計算証明に関すること。
	出納係	1 経費の支出に関すること。 2 債権の管理に関すること。 3 歳入の徴収及び収納に関すること。 4 歳入歳出外現金の出納保管に関すること。
	審査第1係	経費の支出負担行為に関する審査に関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	審査第2係	審査第1係の所掌事務に同じ。
契約課	契約第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 建設工事等の請負業者に関すること。 3 建設工事等の発注の方式に関すること（契約審査第1係及び契約審査第2係の所掌に属するものを除く。）。 4 建設工事等に伴う契約に関すること（契約審査第1係及び契約審査第2係の所掌に属する事務を除く。）。 5 課内の事務に関する行政上及び民事上の争訟に関すること。 6 本局が実施する入札及び契約（特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）に基づき設置された特別調達資金の支払いの原因となる役務及び需品の調達契約並びに会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項（企画競争又は公募によるものを除く。）及び第5項に該当するものを除く。）に関すること（契約審査第1係及び契約審査第2係の所掌に属する事

		務を除く。) 7 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。 (課長の指定するものに限る。)
	契約第2係	契約第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	契約審査第1係	1 建設工事等の発注の方式に係る審査(技術に関するものに限る。)に関する事。 2 建設工事等に伴う契約に係る審査(技術に関するものに限る。)に関する事。 3 本局が実施する入札及び契約(特別調達資金設置令(昭和26年政令第205号)に基づき設置された特別調達資金の支払いの原因となる役務及び需品の調達契約並びに会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項(企画競争又は公募によるものを除く。)及び第5項に該当するものを除く。)の審査に関する事。 (課長の指定するものに限る。)
	契約審査第2係	契約審査第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
地方調整課	総務係	1 企画部長の官印の保管に関する事。 2 部内公文書類の接受及び配布に関する事。 3 部内人事の内申に関する事。 4 部内庁用品の供用に関する事。 5 部内の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関する事。 6 前各号に掲げる事務のほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	企画係	1 部内の事務に関する企画、立案及び連絡調整に関する事。 2 部内の事務に関する行政上及び民事上の不服の申し出の処理に関する事。 3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運用に関する調査並びに資料の作成及び収集の事務に関する事。 4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年

		法律第 101 号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。） 第 9 条第 1 項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。 5 防衛施設周辺環境整備法第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 9 条第 2 項の規定による措置並びに同法第 6 条第 1 項の規定による指定並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置（以下「防衛施設周辺対策事業」という。）に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。
基地対策室	基地対策第 1 係	1 室内事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設並びに駐留軍に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 3 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 12 号及び第 19 号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務のうち、各種事業を円滑に実施するための地元調整に係る施策に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 9 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる事務について、地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。 （室長の指定するものに限る。ただし、第 1 号に掲げる事務を除く。）
	基地対策第 2 係	基地対策第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	基地対策第 3 係	基地対策第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	基地対策第 4 係	基地対策第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）

連絡調整室	渉外係	1 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務に関する駐留軍との連絡及び交渉に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、部内の事務に関する駐留軍との連絡及び交渉に関すること。
	連絡調整第1係	1 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件に関する利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。） 2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務に関する利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びに駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。） 1 施設状況調書の作成に関すること。 （室長の指定するものに限る。）
	連絡調整第2係	連絡調整第1係の所掌事務に同じ。 （室長の指定するものに限る。）
環境対策室	環境対策係	1 防衛施設の設置又は運用により生ずる環境問題についての調査・研究、当該問題に対する施策の企画・立案 2 防衛施設・その周辺地域における環境の保全についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡・交渉、それらの間の意見の調整 3 環境の保全に関する技術に係る事項・諸制度についての調査・研究
地方協力確保課	協力確保係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務について、地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。） 3 前各号に掲げる事務のほか、地方協力確保課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画調整係	1 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等において実施するものに関する総

		合的な推進に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、法第4条第1項第2号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務のうち、各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策に関すること。
周 辺 環 境 整 備 課	事業調整係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項、第8条（防音対策課の所掌に属する事務を除く）、第9条第2項及び駐留軍再編特別措置法第6条の規定による措置並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関する計画についての調整に関すること。 3 前号の措置の助成又は交付に関すること。 4 第2号の事業に係る関係行政機関、地方公共団体との必要な連絡調整に関すること。 5 課の事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号及び第5号に掲げる事務を除く。）
	施設対策第1係	1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項第5号の規定による障害防止工事の助成に関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第2号又は前号の措置に準ずるものに関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 4 第2号若しくは前号の助成に係る者又は第3号の助成に係る地方公共団体に対する資金又は国の普通財産の譲渡のあっせんその他の援助に関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	施設対策第2係	1 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。

	2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
障害防止第1係	1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関すること（施設対策第1係、道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。 3 第1号又は前号の助成に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。 （課長の指定するものに限る。）
障害防止第2係	障害防止第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
道路係	1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路（農業施設及び林業用施設であるものを含む。次号において同じ。）に係るものに関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に関すること。 3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに当該施設又は施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復に関する事務のうち、道路に係るものに関すること。 4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第1号及び第2号の措置に準ずるものに関すること。 5 第1号若しくは前号の助成に係る者又は第2号に係る地方公共団体に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその

		他の援助に関すること。
	調整交付金係	1 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。 2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別な措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 3 第1号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別な措置に係る者に対する資金又は普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。 4 駐留軍等の再編の円滑な実施の関する特別措置法（平成19年法律第67号）第6条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に関すること。
防音対策課	事業調整係	1 防衛施設周辺環境整備法第3条2項及び第8条（周辺環境整備課の所掌に属する事務を除く。）並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別な措置に関する計画についての調整に関すること。 2 前号の措置の助成に関すること。 3 第1号の事業に係る関係行政機関、地方公共団体等との必要な連絡調整に関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	防音第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関すること。 3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係る助成に関すること。 4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別な措置のうち、第2号又は前号の措置に準ずる措置に関すること。 5 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別な措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の

		譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。 6 前2号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (課長の指定するものに限る。ただし、第1号及び第6号に掲げる事務を除く。)
	防音第2係	防音第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定するものに限る。)
	防音第3係	防音第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定するものに限る。)
	防音第4係	防音第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定するものに限る。)
	防音第5係	防音第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げる事務を除く。) (課長の指定するものに限る。)
住宅防音課	住宅防音第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定に関すること。 3 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に関すること(住宅防音企画室の所掌に属する事務を除く。) 4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること(住宅防音企画室の所掌に属する事務を除く。) 5 前号に掲げるもののほか、住宅防音課の所掌に属する事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (課長の指定するものに限る。ただし、第1号及び第5号に掲げる事務を除く。)

	住宅防音第2係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第5号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
	移転措置第1係	1 防衛施設周辺環境整備法第5条第1項の規定による移転等の補償、同条第2項の規定による土地の買入れ及び同条第3項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。 2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	移転措置第2係	移転措置第1係の所掌事務と同じ。 （課長の指定するものに限る。）
	移転措置第3係	移転措置第1係の所掌業務と同じ。 （課長の指定するものに限る。）
	住宅防音第3係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第5号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
	住宅防音第4係	住宅防音第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第5号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
住宅防音企画室	住宅防音企画第1係	1 室内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅防音工事の助成に関すること（予算の執行に係る事務に限る。）。 3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること（予算の執行に係る事務に限る。）。 4 前号に掲げるもののほか、住宅防音企画室の所掌に属する事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （室長の指定するものに限る。ただし、第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）

	住宅防音企画第2係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	住宅防音企画第3係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	住宅防音企画第4係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	住宅防音企画第5係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	住宅防音企画第6係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
	住宅防音企画第7係	住宅防音企画第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第4号に掲げる事務を除く。）。 （室長の指定するものに限る。）
調達計画課	総務係	1 調達部長の官印の保管に関すること。 2 部内公文書の接受及び配布に関すること。 3 部内人事の内申に関すること。 4 部内庁用品の供用に関すること。 5 部内の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（企画係及び計画調整第1係から計画調整第4係までの所掌に属する事務を除く。）。 6 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	企画係	1 部内の事務に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 2 建設工事に関する統計に関すること。 3 部内の事務に関する行政上及び民事上の不服の申し出の処理に関すること。

	計画調整第 1 係	1 建設工事の実施の計画に関すること。 2 建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 (課長の指定する事項に限る。)
	計画調整第 2 係	計画調整第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
	計画調整第 3 係	計画調整第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
	計画調整第 4 係	計画調整第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
事業監理課	施設情報管 理第 1 係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	施設情報管 理第 2 係	施設情報管理第 1 係の所掌業務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	事業監理第 1 係	1 建設工事の設計に関する事務及び建設工事の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。 2 建設工事の検査に関すること。 (課長の指定する事項に限る。)
	事業監理第 2 係	事業監理第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
	事業監理第 3 係	事業監理第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
建築課	建築第 1 係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 建築工事の設計に関すること。 3 建築工事費の積算に関すること。 4 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。

		5 建築工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第2号から第5号までに掲げる事務に関しては、課長の指定する事項に限る。)
	建築第2係	建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第3係	建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第4係	建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第5係	建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第6係	建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第7係	建建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	建築第8係	建建築第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
土木課	土木第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 土木工事の設計に関すること。 3 土木工事費の積算に関すること。 4 土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 土木工事に関する調査及び研究に関すること。

		6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。 (第2号から第5号までに掲げる事務に関しては、課長の指定する事項に限る。)
	土木第2係	土木第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	土木第3係	土木第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	土木第4係	土木第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	土木第5係	土木第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
設備課	設備第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関する事。 2 設備工事の設計に関する事。 3 電気又は機械設備工事費の積算に関する事。 4 電気又は機械設備工事の施工の促進及び監督に関する事。 5 電気又は機械設備工事に関する調査及び研究に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。 (第2号から第5号までに掲げる事務に関しては、課長の指定する事項に限る。)
	設備第2係	設備第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第3係	設備第1係の所掌事務に同じ。 (第1号及び第6号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)

	設備第 4 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 5 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 6 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 7 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 8 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 9 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 10 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
	設備第 11 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ。 (第 1 号及び第 6 号に掲げる事務を除き、課長の指定する事項に限る。)
業務課	総務係	1 管理部長の官印の保管に関すること。 2 部内公文書の接受及び配布に関すること。 3 部内人事の内申に関すること。 4 部内庁用品の供用に関すること。 5 部内の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 6 部内の事務に関する資料の収集整理並びに調査及び統計に関

	すること。 7 部内の事務に関する行政上及び民事上の不服の申し出の処理に関すること。 8 防衛施設地方審議会に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
計画調整係	1 部内の事務に関する企画、立案及び連絡調整に関すること。 2 部内の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（総務係の所掌に属するものを除く。）。 3 自衛隊施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。
渉外係	1 課内の事務に関する渉外に関すること。 2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第18条第5項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償に関するあつせんその他必要な援助に関すること。 3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。
業務第1係	1 駐留軍のための物品及び役務（工事及び 労務を除く。）の調達に関すること 2 駐留軍の行う工事計画に関する調整に関すること。 3 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品及び駐留軍から返還された物品（以下「返還物品等」という。）の管理、返還及び処分に関すること。 4 返還物品等の売払予定価格の積算に関すること。 5 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する協

	力に関すること。 6 駐留軍による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生じる紛争の処理に関すること。 7 連合国占領軍のための物品及び役務の調達に伴う補償及び求償に関すること。 8 旧賠償機器の権利者への返還及びこの場合における見舞金の支給に関すること。 (課長の指定するものに限る。))
業務第 2 係	業務第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
業務第 3 係	業務第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
事故補償係	1 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和 3 7 年総理府令第 4 2 号）の規定による補償金等の支給等に関すること（総務係及び渉外係の所掌に属する事務を除く。）。 2 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和 2 9 年総理府令第 6 1 号）の規定による補償金等の支給等に関すること（総務係及び渉外係の所掌に属する事務を除く。）。 3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍 との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリア との間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 2 6 号）第 1 2 条又は第 1 3 条の規定に基づく請求の処理並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊 との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 との間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 2 7 号）第 1 2 条又は第 1 3 条の規定に基づく請求の処理に関すること。 4 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和 3 6 年法律第 2 1 5 号）の規定による給付金の支給に関すること。 5 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する

		る法律（昭和４７年法律第３３号）第３条の規定による見舞金の支給に関すること。 ６ 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。 ７ 北関東防衛局の職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。
施設補償課	漁業補償第１係	１ 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 ２ 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０５条第１項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力並びに安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和２７年法律第２４３号。以下「漁船の操業制限法」という。）第１条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。 ３ 防衛施設周辺環境整備法第１３条第１項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和２８年法律第２４６号。以下「特別損失補償法」という。）第１条第１項の規定による損失（漁業の経営上の損失に限る。）の補償に関すること。 ４ 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。 ５ 前各号に掲げるもののほか、施設補償課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定するものに限る。ただし、第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）
	漁業補償第２係	漁業補償第１係の所掌事務に同じ（ただし、第１号及び第５号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
	特別補償係	１ 防衛施設周辺環境整備法第１３条第１項及び特別損失補償法第１条第１項の規定による損失（漁業の経営上の損失以外のものに限る。）の補償に関すること。 ２ 米軍関連行動措置法第１４条第１項の規定による損失の補償に関すること。 ３ 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ

		返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（道路に係るものを除く。）。 4 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行う補償に関すること（道路に係るものを除く。）。 5 駐留軍が、港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。
施設管理課	行政財産管理第1係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設に供される行政財産（北関東防衛局の庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産を除く。以下次号において同じ。）の事務の総括に関すること。 3 自衛隊の施設に供される行政財産の管理（行政財産台帳第1係、行政財産台帳第2係及び緑化対策係の所掌に属する事務並びに前号に掲げる事務を除く。）に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を除く。）
	行政財産管理第2係	行政財産管理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を除く。）
	行政財産管理第3係	行政財産管理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を除く。）
	行政財産管理第4係	行政財産管理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を除く。）
	行政財産管理第5係	行政財産管理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる事務を除く。）
	行政財産管	行政財産管理第1係の所掌事務に同じ。

理第 6 係	(課長の指定するものに限る。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事務を除く。)
行政財産管理第 7 係	行政財産管理第 1 係の所掌事務に同じ。(課長の指定するものに限る。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事務を除く。)
行政財産台帳第 1 係	1 自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有財産台帳に関すること。 2 自衛隊の施設に供される行政財産の施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁への供用に関すること。 3 自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関すること。 (課長の指定するものに限る。)
行政財産台帳第 2 係	行政財産台帳第 1 係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
緑化対策係	1 防衛施設周辺環境整備法第 6 条の規定による緑地帯の整備等に関すること(住宅防音課の所掌に属する事務を除く。) 2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産(以下「施設周辺行政財産」という。)の管理のうち、緑地帯の整備に関すること。 3 駐留軍の使用に供される国有財産の管理のうち、緑地帯の整備に関すること。 4 自衛隊の施設に供される行政財産の管理のうち、緑地帯の整備に関すること。
国有財産管理係	1 施設周辺行政財産の事務の総括に関すること。(緑化対策係の所掌に属する事務を除く。) 2 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 8 条第 1 項ただし書きの規定に該当するものの管理、取りこわし・取りこわし条件付売払い(当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償を含む。)に関すること。 (課長の指定するものに限る。) 3 施設周辺行政財産の管理(緑化対策係の所掌に属する事務を除く。)に関すること。 (課長の指定するものに限る。)

	提供管理第 1 係	1 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。 2 土地等調書の作成に関すること。 3 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査及び記録に関すること。 4 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること。 5 駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。 6 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び使用承認を受けた国有財産の管理（緑化対策係及び国有財産管理第2係の所掌に関する事務を除く。）に関すること。 7 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	提供管理第 2 係	提供管理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
施設企画室	施設企画第 1 係	1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査・研究に関すること。 2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供及び駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査・研究に関すること。 3 前2号の諸問題に対する施策の企画・立案に関すること。
	施設企画第 2 係	施設企画第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
施設取得課	取得係	1 課内の事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入及び使用収用に関すること（総務課の所掌に属する事務を除く。）。 3 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。 4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取

		得に伴う必要な措置（補償金の支払いに代わる工事を含む。） 5 駐留軍の使用に供する施設及び区域の再配置計画に伴う必要な調査に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。 （課長の指定するものに限る。ただし、第1号及び第5号に掲げる事務を除く。）
	賃借契約第1係	1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借及び使用貸借の事務の総括に関すること。 2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借及び使用貸借に関すること。 （課長の指定するものに限る。）
	賃借契約第2係	賃借契約第1係の所掌事務に同じ（第1号に掲げる事務を除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
	賃借契約第3係	賃借契約第2係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
	賃借契約第4係	賃借契約第2係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
	賃借契約第5係	賃借契約第2係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
装備企画課	総務係	1 装備部長の官印の保管に関すること（装備第2課に係るものを除く。）。 2 部内公文書の接受及び配布に関すること（装備第2課に係る支出負担行為担当官業務に関するものを除く。）。 3 部内人事の内申に関すること。 4 部内庁用品の供用に関すること（装備第2課に属するものを除く。）。 5 部内の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（企画係の所掌に関する事務を除く。）。 6 部内公文書の審査に関すること（装備第2課に係る支出負担行為担当官業務に関するものを除く。）。 7 部内の秘密の保全に関すること（装備第1課、装備第2課、

		装備企画課保全専門官の所掌に属するものを除く。) 8 前各号に掲げるもののほか、装備企画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	企画係	1 部内の事務に関する企画、立案及び連絡調整に関する事。 2 装備品等調達に関する統計に関する事。
装備第1課	管理係	1 官給品等に関する業務の総括に関する事。 2 原価監査及び検査等の指令に関する事。 3 検査等の実施計画の調整に関する事。 4 検査等の基準に関する事。 5 課内の秘密保全事務に関する事。 6 課内の事務に関する連絡調整に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、装備第1課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
装備第2課	管理係	1 装備部長の官印の保管に関する事（装備第2課に係るものに限る。) 2 課内公文書の接受配布に関する事。 3 課内庁用品の供用に関する事。 4 課内公文書の審査に関する事。 5 官給品等に関する業務の総括に関する事。 6 原価監査及び検査等の指令に関する事。 7 検査等の実施計画の調整に関する事。 8 検査等の基準に関する事。 9 課内の秘密保全事務に関する事。 10 課内の事務に関する連絡調整に関する事。 11 前各号に掲げるもののほか、装備第2課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

別表第3 横田防衛事務所に置かれる各課の所掌事務（第8条関係）

横田防衛事務所

課	所 掌 事 務
業務課	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号。以下「組織等に関する訓令」という。）第209条第1項第1号から第4号、第6号から13号までに掲げる事務に関すること並びに横田防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 2 組織等に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関すること。
施設課	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号及び第3号に掲げる事務（所長指定事項） 2 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第14号から第17号まで、第19号及び第20号に掲げる事務（所長指定事項）

別表第4 係及びその係の所掌事務（第9条関係）

1 百里防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号。以下「組織等に関する訓令」という。）第209条第1項第1号、第3号、第4号、第6号から第13号までに掲げる事務に関すること及び百里防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 2 組織等に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関すること。
施設係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第3号、第5号及び第14号から第20号までに掲げる事務に関すること（組織等に関する訓令第209条第1項第2号及び第3号（所長指定事項に限る。））。

2 宇都宮防衛事務所

係	所 掌 事 務
総務係	1 組織等に関する訓令第209条第4項に掲げる事務に関すること。 2 宇都宮防衛事務所の所掌事務で他に属しないものに関すること。

3 前橋防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項に掲げる事務に関すること。 2 組織等に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関すること。

4 千葉防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号、第4号、第6号から第13号までに掲げる事務に関すること及び千葉防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 2 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関すること。
施設第1係	地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第5号及び第14号から第17号（施設第2係の所掌に属する事務を除く。）までに掲げる事務。
施設第2係	地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号（所長の指定する事項に限る。）、第3号（所長の指定する事項に限る。）、第17号（所長の指定する事項に限る。）から第20号までに掲げる事務。

5 横田防衛事務所

課（官）	係	所 掌 事 務
業務課	業務第1係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第6号から第13号に掲げる事務に関すること。並びに、横田防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 2 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務に関すること。
	業務第2係	組織等に関する訓令第209条第1項第2号から第4号に掲げる事務に関すること。
施設課	施設第1係	1 組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第3号、第5号及び第13号から第19号までに掲げる事務に関すること（課長の指定する事項に限る。）。 2 施設周辺行政財産の管理のための連絡及び交渉、調査並びに

		資料の収集整理に関すること。
	施設第2係	施設第1係の所掌事務に同じ（課長の指定する事項に限る。）。
首席労務 対策調査 専門官	労務対策係	組織等に関する訓令第209条第3項各号に掲げる事務に関すること。

6 新潟防衛事務所

課	所 掌 事 務
業務係	1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号（施設係の所掌に属する事務を除く。）、第4号、第6号から第13号までに掲げる事務に関すること及び新潟防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないもの。 2 地方防衛局の内部組織に関する訓令第209条第2項第2号に掲げる事務。
施設係	地方防衛局の内部組織等に関する訓令第209条第2項第2号、第3号、第5号、第14号から第20号までに掲げる事務に関すること。